

公の施設に係る指定管理者の選考について

施設名	福祉用具センター	
所管課	健康長寿課	
現行指定管理者	(社福) 滋賀県社会福祉協議会	
設置年月	平成9年1月	
所在地	草津市笠山7丁目8-138	
設置目的	適合した福祉用具の普及を通じ、高齢者や障害者の自立と社会参加の促進ならびに介護者の負担軽減を図ることを目的とする。	
施設概要	敷地：長寿社会福祉センター併設 建物：建築延面積1,493.42㎡ 設備：工作室、事務室、研修室、 介護機器展示室、活動室等 展示品：約700点	
管理経費(平23予算額)		
財源内訳	使用料	57,668,000
	その他特財	450,000
	一般財源	0
指定管理者制度 選考方針	経過	平成17年に指定管理者を公募(応募は一者)、期間は5年間(H18.4.1-H23.3.31) 平成22年に非公募で現行管理者を指定。(非公募理由：県のリハビリテーション提供体制のあり方を検討するため。)、期間は2年間(H23.4.1-H25.3.31)
	方針	指定管理者の更新を行い、幅広い事業者の事業計画・運営手法を比較検討し、最も適正な指定管理者を選定する。
	募集方法	公募
	指定単位	単独
	指定期間	平成25年4月1日～平成30年3月31日の5年間
備考		

福祉用具センターの指定管理について

1 経過

1)福祉用具センター指定管理導入(平成18年4月～平成23年3月(5年間))

2)外郭団体および公の施設の見直し計画(平成21年12月)

(要旨)県立リハビリ関係施設が一層連携して効果的効率的な運用ができるよう、福祉用具センターの移転も含め、リハビリテーション体制のあり方について平成22年度に対応方針を決定する。

3)検討のため指定管理を2年間(平成23年4月～平成25年3月)とし、リハビリテーション体制のあり方を検討。

4)滋賀県リハビリテーション連携指針改定(平成23年10月)

(要旨)リハビリテーション連携について、「利用者にとって迅速で総合的なサービスを提供するための連携のあり方の一つ」として、障害に応じた補装具の適合判定や相談機関である障害者更生相談所と設備、用具を用いて自立を支援する福祉用具センターとの同一場所における一体的なサービスの提供について、検討が必要である。



連携指針の方向で調整

【 課題（障害者更生相談所の福祉用具センター移転に伴う） 】

- ①身体障害者更生相談所と知的障害更生相談所の業務整理
- ②関係機関、関係団体の意見反映

2 福祉用具センター業務の比較

平成18年4月～平成25年3月	平成25年4月～
1)福祉用具の展示・試用・情報提供・研修 2)福祉用具の選び方、正しい利用の普及 3)福祉用具・住宅改修の相談、技術指導 4)福祉用具の改造・製作 5)福祉用具の研究開発	左記 1)～5) の業務に加え 6) 補装具の相談支援 を新たに付加する。